平成２１年（フ）第３２１号
宮崎県東臼杵郡門川町宮ケ原１丁目128番地
債務者　吉田　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第３３２号
宮崎県延岡市日の出町１丁目12番地13
債務者　小泉　達誠
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第８０９号
鹿児島県日置市東市来町湯田5713番地３
債務者　東峯　昭吾
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
鹿児島県鹿児島市千年１丁目15番４号
債務者　船蔵　秀明
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３９号
鹿児島県鹿児島市伊敷台１丁目27番10号　ひまわりハイツ306
債務者　桃園　俊雄
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
鹿児島県奄美市名瀬大字小宿2204番地（里）
債務者　里　　富男
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１８７号
鹿児島県奄美市笠利町大字辺留91番地　市営376号室
債務者　泉　美樹子
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第２０７号
鹿児島県肝属郡錦江町田代川原140番地１
債務者　神田　昭子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第５５号
北海道岩内郡岩内町字野束97番地の１
債務者　福森　朋子（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月16日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第１号
福島県いわき市平字五色町69番地　市営住宅22
債務者　菜花　良雄
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第４号
福島県いわき市平赤井比良３丁目33番地の２
債務者　樋口　智之
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３４０号
富山市中間島２丁目38番地１
債務者　髙橋　英樹
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０９号
兵庫県南あわじ市山添430番地１
債務者　廣田喜久代
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１２号
兵庫県南あわじ市榎列上幡多998番地21
債務者　髙口鉄筋こと　髙口　武夫
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１１３号
兵庫県南あわじ市榎列上幡多998番地21
債務者　髙口　愛子
1　決定年月日時　平成22年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第９９号
高知県土佐清水市加久見1466番地２
債務者　川添　健一
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第１０１号
高知県宿毛市西町３丁目９番７号
債務者　鱒　さおり
1　決定年月日時　平成22年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第１０３８号
熊本市高平１丁目３番30号
債務者　田尻　圭祐
1　決定年月日時　平成22年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部